

平成26年9月2日

平成26年第3回岬町議会定例会

第1日会議録

平成26年第3回(9月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成26年9月2日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	(欠席)	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	(欠員)	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 1 名

傍 聴 6 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	水道事業理事	鶴久森 敦
副 町 長	中 口 守 可	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	岸 野 行 男
教 育 長	笠 間 光 弘	しあわせ創造部 理 事	串 山 京 子
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保 井 太 郎	都市整備部理事	木 下 研 一
総 務 部 長	古 谷 清	都市整備部理事	家 永 淳
財 政 改 革 部 長	四至本 直 秀	都市整備部理事	早 野 清 隆
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	会 計 管 理 者	廣 田 節 子
都 市 整 備 部 長	末 原 光 喜	しあわせ創造部副理事 兼子育て支援課長	竹 下 雅 樹

教育次長 中田 道徳

高齢福祉課長 池下 信行

危機管理監 岸本 保裕

企画政策監 西 啓介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 谷下 泰久

議会事務局主幹 増田 明

○会 期

平成26年9月2日から25日（24日間）

○会議録署名議員

7番 小川 日出夫

9番 竹原 伸晃

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第3回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。本日の出席議員は12名です。欠席議員は1名です。欠員1名です。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名します。

7番小川日出夫君、9番竹原伸晃君、以上の2名の方をお願いします。

○奥野 学議長 日程2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月2日から9月25日までの24日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月2日から9月25日までの24日間と決定しました。

○奥野 学議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、9月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

秋を迎え、朝夕めっきりと肌寒くなってまいりました。議員の皆様におかれましても各地域においてますますご活躍のことと存じ上げます。

さて初めに、皆様ご承知のとおり、去る8月20日未明の局地的豪雨により広島市北部で大規模土砂災害が発生し、多数の死者、行方不明者が生じる痛ましい災害となりました。お亡くなり

になられた方のご冥福と行方不明の方々の安否確認が一日も早くできますようにお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

また、本町におきましても、去る8月9日から10日にかけて台風11号が接近し、大雨警報が発表されたことにより災害対策本部を設置して、岬消防署や消防団の皆様と連携して災害対応に当たりました。

その間、議長をはじめ、議員の皆様におきましても本部などにおいてご協力をいただいたところであります。

被害状況としましては、民家の屋根の一部損壊やみさき公園改札出口付近での時刻表倒壊による負傷者が発生したほか、道路法面の崩落などの被害が出ております。このたびの広島市での大規模土砂災害の事例を踏まえ、今後も住民の皆様生命や身体の安全を守るよう危機管理体制の充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今、地方再生がマスコミで話題になっていますが、本町は都会に近いことから、都市と地方の連携を強化して交流人口を拡大することが重要であると考えております。

先日、私みずからがシティープロモーションの先頭に立ち、南海難波駅でみさき公園様と連携して、岬町の観光PRを実施しました。また、大阪市の都島区と連携し、桜宮ビーチでビーチバレーのドリームマッチを開催したところです。今後も交流人口の確保に向けて尽力してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、今定例会にご提案申し上げます議案でございますが、平成26年度岬町一般会計補正予算（第2次）の専決処分の承認を求める件が1件、平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）など補正予算の件が4件、岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営にかかる基準を定める条例など条例を制定する件が4件、平成25年度岬町一般会計決算認定の件など決算認定の件が12件、平成25年度岬町健全化判断比率報告の件など報告の件が4件、以上21議案、報告4件でございます。

何とぞよろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○奥野 学議長 以上で町長の挨拶が終わりました。

○奥野 学議長 日程3、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。

はじめに、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご指名いただきました。奥野議長、ありがとうございました。

私自身、議会に来させてもらってから通算、一般質問、会派質問合わせて14回目ということで、今回、改めて一般質問について思うところもあって一生懸命取り組ませてもらおうと思います。

先日、8月8日に議員の役割とはということで、大阪府の町村議長会の主催で議員セミナーを行っていただきました。

その中で、講師である自治体議会政策学会会長の竹下 譲氏によると、「一般質問とは」という内容で、やはり、一昔前の財政が豊かなときの一般質問と緊縮財政のときの一般質問とはいろいろ異なっているよという話をお聞きしまして、現在、一般質問としては政策の提案というところが主な内容になるのかな。そこに、議員1人の意見としてではなく、議会として取り組むことが必要だということをお教えいただいて、今回、提案ということを中心に、また、予算を何とか伴わないというんですか、予算をどんどんつけろというような一般質問ならかなり無理があるかなと思う中で、予算を伴わない、何とか岬町の中で発想の転換を行って、行政には見えにくいところを住民の立場の議会の議員が発表するということで岬町の政策の一つ検討する場を設けていただけたらと思うことを中心に質問させていただこうと思います。

私自身、9月議会は教育問題について一般質問をするということを決めていまして、それに基づいて、本日、学校教育の面において大きく2点、それと生涯学習活動について4点質問させていただきます。

答弁者に当たりましては、時間の関係上、簡潔に答弁いただいて大きな声でよろしく願いいたしたいと思います。

まず、はじめの質問ですが、小学校、中学校の学力向上に向けた取り組みについてということです。

この質問は、私もかなり何度も聞いておるところであります。日本全国で学力を向上させようという取り組みの中、大阪府の教育委員会も、これも一生懸命取り組んでいただいているというのも目に見えておる中で、岬町という小さな自治体の単位で実は学力向上に向けて取り組めば、何て言うのか、大きな市町村とは違って、取り組めば効果というのがすぐに出やすいのではないかと考えています。

教育委員さん6人の知恵を持って学校教育といろいろ検討していただいてどんどん取り組んでいただきたいなと思うところではありますが、時代も変わっている中、新規事業というものもどんど

んと取り入れていただきたいと思えますけれども、ことし1年にわたりまして、昨年から変わった点なり取り組み状況なり、現在、どのようになっているかご答弁いただきたいと思えます。

○奥野 学議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 竹原議員のご質問にお答えしたいと思います。

岬町の学力向上に向けての取り組みは議員、今、ご質問いただいたように、何度もご質問いただきまして、その内容につきましてはご承知いただいていると思えます。

今までと同じ答えになるかもわかりませんが、各学校におけます具体的な取り組み、これは一例を挙げますと、加配教員を活用した少人数習熟度別指導ということで、きめ細やかな指導を行っております。それが魅力ある授業、わかる喜びを実感できるという授業を目指してございまして、指導方法の工夫改善を図っているところでございます。

ただ、議員はこの4年間、教育に対して質問いただいているということは何度も聞いております。その中でも、私はきょうは教育というのは1年1年で答えが出るものではないということをお答えしたいと思えます。耐震補強などを含めてハード面、そして、今のいう授業改革、そういうことでも、やっぱり教育というのは百年の計を持って考えるということを私は信じているところでございます。

今年度は何か新しい取り組みはあるのかということでございます。

今年度の当初予算を見ていただいていると思えますけれども、これは中学校費はついておりません。小学校費に123万2,000円ということでこれを計上しているわけでございます。これは、学力向上チャレンジアップ事業という名称でございます。小学校3年生から6年生に国語と算数、これの思考力トレーニング教材を4月に配付を行い、各小学校の授業において活用しているところでございます。

この内容につきましては、当初予算を確保するときに、町長からもぜひとも学力アップに努力してほしいという言葉をいただいています。その時点で私が町長にお答えしたのは、町長、早くも結果が出るまで3年のスパンはいただきたいということをお答えしているところでございます。

私は、学校教育方針につきましては、先ほど6人の教育委員さんということも言うていただきましたけれども、大きく五つの柱で構成している基本方針がございます。これは毎年、教育委員会、年度末、年度はじめに何度にも、何回にもわたり諮っております。これは時代に適合した、微調整は行っておりますけれども、五つの柱というのは不変と思っております。

まず、学力向上の取り組み、命と人権の尊重、地域との連携、組織体制づくり、そして社会教

育活動との連携、文化財の活用ということの五つの柱を持っております。

公教育の持つ意味は、役割も同じでございますけれども、一つの枠で議論することでなく、例えば、先ほども言いましたけれども、人権意識、人を大切に作る心、これが人権意識でございます。また、子どもたちの得意分野の伸長、スポーツ、絵画、音楽、そしてまた、ものをつくる技術、こういうことの多方面にわたっていると思います。

そして、いつもお話しさせていただくわけでございますけれども、道徳力、そして常識など、社会に進出して活躍する基礎を築いていくのが公教育のすばらしい部分であろうかと思っております。

議員の言われるように、学力向上はもちろん大切でございます。しかし、ふと気づくことはあると思います。それは何かと言いますと、成長していく過程で、若干の時差がありながら身につくこと、そして、気がつくことというのは多々あると思います。そういう新たな発見こそ将来この岬町を誇りに思える人材育成ではないかなと思うところでございます。

子どもたちの総合力を伸ばしていく、国語と算数が伸びればよいというわけではないです。全科目にわたって子どもたちの総合力を伸ばしていくということが私は大切であると。これは生きる力を個々に身につけて社会に送り出すのが公教育の大きな目的ではないでしょうか。

8月28日の定例教育委員会でも決議いたしました。これにつきましては、点検評価結果報告書を各議員の皆さんにご高覧いただいていると思います。岬町教育委員会の当該年度におけます事業内容のご理解をいただきますことをこの場をお借りして再三お願いいたしたいと思っております。

学力向上に向けましては、少し長いスパンが要るかなと思っております。また、温かい目で見ていただきたい、それが私のきょうの回答になっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま教育長の方針をお聞きいたしまして、改めて教育の難しさというところに気づかされたところでありますが、一生懸命取り組んでいただいているという姿勢も見えますし、これからの長い目でというのも順次また続けて見ていきたいなと私は思います。

また、先ほども言われてましたけれども、評価結果報告書の中で一番最後のところで、やはり岬町の財政は今後も厳しい状況ですがというようなことを書かれておられますけれども、やはり、安心・安全、子どもたちの豊かに学ぶ場としての教育、これをぜひぜひ実現できるよう努力していただきたいと、そのように思います。

その中で、次の質問に移るんですけれども、私、小中連携ということをもう少し深めてはどうかという提案をさせていただきたいと思っております。

田代町長は日ごろから連携ということで、多奈川小学校におきまして保育所と小学校の連携を

進め、その結果というところで、かなりいいところであると自分も見させていただいてまして、小学生のお兄さんが保育所の児童をみながら一緒に育っていくというようなところを見せていただいて、これをもっと小学校、中学校というところで実現できないかなというように思います。

ちょっと話は変わるんですけども、私が小学生のころ、第2次ベビーブームの話ですが、小学生の同級生がたくさんいました。淡輪小学校で1学年170人か175人かいたと思うんですけども、現在、小学生の数と言われている中でかなり少なくなってきています。淡輪小学校で小学生70人から80人というところだと思うんですけども、深日小学校、多奈川小学校となれば、小学校の1学年の数が少ない中で、ふと夕方のテレビを見ていると、NHKの放送なんですけど、こういう事例がありました。吹田市立の公立の中学校と小学校が連携しているよという取り組みを見せていただきました。

具体的に言いますと、吹田市立竹見台中学校という校区に千里竹見小学校というのと桃山台小学校という2つの小学校があり、その小学6年生が金曜日の授業は中学校に行って、中学校で小学校の授業を受けると入った取り組みをされているという話をテレビを通じて聞きました。

何と、そういうことができるのかと自分は思いまして、それを岬町版に考え直しますと、岬町には3つの小学校がある中、多奈川小学校、深日小学校、淡輪小学校がある中、やはり、子どもの数がどんどん減ってきている中、6年生を同じように金曜日、週1回中学校に寄せて一緒に勉強すると、体育をするというような取り組みはどうかという提案をさせていただきたいと思えます。

小学校と中学校の連携というところも、同じ町立の学校ですので、何とかできるのではないかなど。いろいろな課題はあると思うんですが、自分が一番小学校のときに楽しみだった授業が体育、しかも週1回行われる合同体育という日があったんですけども、その中でクラス対抗でドッジボール大会なりソフトボール大会をしていた中で、現在、数の少ない多奈川小学校なりにおいて合同体育でも、さてサッカーの大会ができるか、ドッジボール大会ができるかと言われると、やはり大きなところでしていただきたいなど。やっぱり小学校のときからどんどん岬の子というくくりでそういうようなことできないかという提案をさせていただきたいと思うんですけども、いろいろ課題もあると思いますが、そういうことが可能かどうか、また、小中連携において何か取り組みされているのかどうかということを一度質問させていただきたいと思えます。

○奥野 学議長 教育次長、中田道德君。

○中田教育次長 教育委員会では、小学校と中学校の連携について、今年度の学校教育方針の中で個に応じたきめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を一層推進するため、小中学校間における

教員の異動、兼務等による小中学校間のいきいきスクールを促進し、小中学校9年間を見通した指導の一貫性や系統性を持たせ、円滑な接続を図るとしており、中1ギャップと言われる段差を解消するため、小中連携の取り組みを積極的に進めております。

具体的な取り組みとしまして3点ございます。

まず1点目は、平成24年度より中学校に配置された小学校専科加配教員が小学校での教科指導を行っており、今年度は理科の教員が淡輪及び深日小学校の6年生の授業を受け持ち、専門性を生かし、観察、実験等を多く取り入れ、興味、関心を高めるとともに、中学校授業へのスムーズな接続を目指しております。

2点目は、平成23年度より教育課程に導入された小学校外国語活動の授業を中学校英語科教員が担任とチームティーチングを行い、中学校英語を見据えた授業を実施しました。現在は外国語指導助手、ALTの先生が小学校五、六年生と中学校全学年の授業に週1時間入り、ネイティブな英語になれ、小中の英語教育の推進を図っているところです。

3点目は、小中交流の場として、毎年12月に小学校6年生が岬中学校への体験入学を実施し、中学校教員による体験授業や小中学校の取り組み交流、部活動体験を行っております。6月には、中学生の職場体験学習で小学校での体験学習を実施しております。また、11月のふれあい教育フェスタでは、岬中学校に各小学校の子どもたちが集い、表現活動等を行い、積極的に交流しております。

このように、さまざまな交流の場を設けることにより、小中学校の段差解消に取り組んでいるところです。このように、本町でも既に小中連携に取り組んでおり、先進地であると自負しております。

今後とも、本町の取り組みの効果検証も行いながら、小学校から中学校へのスムーズな接続で子どもたちの学力向上が図れるよう、積極的に小中連携を推進してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 教育次長の答弁では、既に連携をしております、先進地であるという答弁でしたが、これからますます少子化が進むに当たりまして、もう一步、二歩とどんどん進んでいていただきたい。

なおかつ、教師の視線に立って考えるのも今の施策でありますけれども、やはり、子どもの視点に立って、やはり多くの生徒と一緒に勉強することの効果ということもどんどんと検討していただいて取り組んでいただければと、このように思います。

続きまして、生涯学習活動についてということに移らせていただきます。

通告で書いております。グラウンドゴルフの普及について一つ提案させていただきたいことがございます。

グラウンドゴルフといいますと、ここ十数年の実績があるスポーツでございます。淡輪の青少年広場におきましては、毎日のように活動されておられますし、その人数にも驚かされるところでございます。

その効果と言いますと、自分が聞いたところ、大きく三つほどあると思います。

一つは、高齢者の健康・体力維持、並びにそこに集まる方の数字も数えなあかんやろうし、おしゃべりもするというところで、やっぱり健康維持というところが一つ。

二つ目は、福祉分野のところ、ここに来ておる方は健康になられて病院に行く回数も減っているのではないかと、介護施設に行く回数も減っているのではないかと。実際に生の声も聞いておりますけれども、医療費の抑制、介護費用の抑制というところで効果があるのではないかと。これは数字には出てきにくいとは思いますが、必ずあると思います。

三つ目は地域間の交流という場に、このグラウンドゴルフというのがかなり活躍してくれているのではないかと。グラウンドゴルフの会長である、前議員の谷本貢さんにもその点だけもっと進めてくれよと自分も受け継いでおりまして、地域間の交流といった面でグラウンドゴルフというのは始まってるといえるように聞いておりますので、その点においても実際効果が見られるのではないかと思います。

その中で、まだまだグラウンドゴルフの人口が増えてきているということもあわせて聞いております。淡輪だけではなく、深日、多奈川、孝子においてグラウンドゴルフの人口がどんどんと増えつつあるという中で、一つ、私の提案を聞いていただきたいと思います。

先月までずっと行われていましたビーチバレー、里海公園で大会もあった中、私も数度とのぞきに行かせてもらいましたが、ビーチバレーというところで、やはり毎年ビーチバレーというような効果というのが少し難しくなっているのではないかなというように感じております。

岬町の観光大使であります「みさき一ちょ」、「みさっきー」においてもビーチバレーに一生懸命取り組んでいただいております。

その中でも、岬町は「ビーチバレーのまち岬町」と名づけて町長にもシティープロモーションということでどんどんビーチバレーをPRしておられますけれども、やはり、町民一人ひとりにとってビーチバレーというものの実感がとてもわきにくいところでもあります。

また、ビーチバレーというスポーツの特性上、やはり夏のスポーツではないかなと思っておりまして、1年を通じて活動できるグラウンドゴルフというのに目をつけて、「グラウンドゴルフ

のまち岬町」というのもあわせてどうかなという提案でございます。

グラウンドゴルフの効果と言いますと、先ほど申したとおりでありますけれども、岬町自身がグラウンドゴルフを推奨、もっと力を入れることよっての効果というのは甚大なものであると私は思っております、これからグラウンドゴルフをする方をどんどんと増やしていくことよって町の中が活性化される、また観光交流という面においてもグラウンドゴルフというのが使えるのではないかと、このように思います。

今、私、生涯学習活動についてということでグラウンドゴルフの普及についてということで質問をさせていただいておりますけれども、先ほど健康維持ということは生涯学習の面でありますけれども、医療費抑制というところにおいては高齢福祉、しあわせ創造部のところでありまして、地域間の交流ということは人権、総務部のところでありまして、また観光交流というところにおきましては、産業、都市整備というところで町を挙げてどこか部局のところに重点を置いて取り組んでいただけないかな、そのように思っているんですけれども、実際、生涯学習のところでグラウンドゴルフということをどのように認識されているのか、一度答弁いただきたいと思っております。

○奥野 学議長 教育次長、中田道德君。

○中田教育次長 グラウンドゴルフは昭和57年に鳥取県東伯郡泊村、現在の湯梨浜町でございますが、教育委員会が生涯スポーツ活動推進事業の位置づけで考案され、当初は一部の地域でしかプレーされていなかったスポーツですが、徐々にその人口を増やし、どこでも簡単にプレーができ、ときには学校の平たんなグラウンドや、あるときは地面に起伏のある河川敷や池や木が障害物としてある公園など、コースを変えることにより、より高いゲーム性を持つようになり、楽しさも倍増し人気を集め、今では全国各地で非常にたくさんの人々にプレーされております。

岬町におきましても、グラウンドゴルフの愛好者は多く、町内の各地域で活動しており、一部ご紹介申しますと、淡輪グラウンドゴルフ愛好会では約70人、みさき公園グラウンドゴルフ愛好会は約30人、また役場OB職員チームは約10人で、約160人の皆さんがプレーに汗をかいております。

このほかにも淡輪、多奈川地区人権協会主催による大会では、総勢約160人の参加があり、学校では深日小学校及び多奈川小学校で三世代のグラウンドゴルフ大会を催し、世代間の交流や地域間交流の情報交換の場となっております。

また、長生会連合会では約130人が、深日、多奈川の長生会では約60人が健康維持・増進の一役となっておりますことも認識しております。

このように本町でもプレー人口も年々増加の傾向と伺っており、議員ご提案の「グラウンドゴ

ルフのまち岬町」でございますが、今後ますますプレーヤー皆様のご活躍をご期待申し上げ、貴重なご意見として承りたいと存じております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 教育次長におきましてそれだけ把握していただいている、私も生涯学習の団体の一つを見させていただいているのですけれども、やはりグラウンドゴルフというところももっと連携させていただいて、町を挙げて取り組んでいただきたいなど、このように思います。

これから数年以内に岬町の中にどんと大きな公園というのが、計画されていると思いますけれども、その幾らかを専用のグラウンドゴルフ場にするとか、岬町の予算を伴わないところで国土交通省の予算でできるとかというようなところがあったら、グラウンドゴルフ場を整備していただきたいという面もありますが、やはり、基本とするところ「グラウンドゴルフのまち岬町」というのを「ビーチバレーのまち岬町」と並んで双璧であることによる効果というのはどんどんあると思うんですけれども、先ほどは教育次長が答弁いただきましたけれども、福祉分野、総務の分野、都市整備の分野にわたりますので、町長にグラウンドゴルフの普及について一度ご意見いただきたいと思うんですが、よろしく願います。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 先ほど、グラウンドゴルフの普及については担当から説明のあったとおりさまざまな分野でさまざまな団体の方でいろいろと楽しんでいただいているというのが現状かなと思っております。

ビーチバレーのまちの看板をとということで、これも大変私も結構なことだと思っております。ただ、ビーチバレーのまちというのは、岬町は国内唯一の常設の潮騒ビバレーを持ってあって、これが誇れるまちだということで、一時期は世界ビーチバレー女子選手権大会、ワールド大会があったわけですが、以前、それから5月には全日本ビーチバレー女子選手権大会に変わったわけですが、確かにおっしゃるとおり、一時期と比べては観客も減ってきているように思っております。

しかし、まちを二つ、例えばグラウンドゴルフのまちとして揚げて、二つ揚げていいかどうかということについては、これは十分検討をする必要があるかなと思うんですけれども、私は、やはり交流人口の拡大をやっていかないと、このまちがだんだんと若い世代の子どもたちが住んでくれない、そういった状況が続いていることは現在の状況でありますけれども、グラウンドゴルフはおっしゃるように高齢者にとって健康維持、また健康増進、また医療費の軽減、そういったことにつながっていることは、確かに事実でございますので、何とかこういったグラウンドゴル

フを常設で今、青少年の広場のほうでやっていただいておりますし、灰吹池でもやっていただいているし、各地域地域でいろいろとやっていただいている関係上、1カ所にしてできるというのは、今、いきいきパークみさきの大きな広場がありますので、そこで十分、高齢者、まあいわば長生会ではいろいろとそこで頑張ってもらったりしておりますし、場合によっては、大阪市内一円の方々の有志のソフトボール大会もかなりの人数で来ていただいておりますので、それを常設して、そこでやるかということはちょっと難しいかなという感じがします。

できるだけグラウンドゴルフが今まで以上に高齢者、また若者の一つのスポーツ、または健康増進、そして、医療費が高くなってきておりますので、医療費の軽減が図れるような、そういった状況をこれから考えていきたいと、このように思っております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 町長におきましても、グラウンドゴルフの効果というところを十分にご理解いただいているということで、先ほども交流人口という話で、ビーチバレーと話が出てきておりますけれども、私自身はグラウンドゴルフにおいても交流人口というのが増えるのではないかなと。

実際に岬の愛好会の方が中国地方、岡山県なり鳥取県なり、山口県に観光バス数台で遠征に1泊2日で行ってくるという話も、年に何回かあるというのも、ずっと続けているというのも聞いておりますし、岬町の者が行くのだけではなくに、近畿一円、全国一円から岡山県に行っているという話も聞いておりますので、岬町においてそういうような施設があれば逆にそういうニーズを岬町に取り込んで、岬町の中で宿泊もしていただだけ、ものも食べていただだけ、交流人口の一つになるのではないかと。

高齢者と言われますけれども、まだまだ元気な方、まだまだお金を落としてくれるような方がいっぱいいますので、そこに目をつけて、せっかくこれだけ盛り上がっている中で、早く検討していただいて、グラウンドゴルフのまちということでできるならば今やられている方のモチベーションも上がってくるのではないかと、このように思っています。

グラウンドゴルフの効果ということは今後も十分見ていきたいなと思っておりますので、また機会を見て議会でも発言させていただこうと、このように思っています。

それでは、次の質問に移ります。

町民体育館に指定管理者制度の導入は可能かどうかということです。近隣の市町村、阪南市なり泉南市において、総合体育館と立派な体育館がございますけれども、それぞれ指定管理者制度を取り入れ、スポーツの推進に寄与していると聞いております。

岬町の町民体育館とランク的には差があると思うんですけれども、昨年ですか、耐震工事も済

みまして、床も天井も新しくなっている中、それを運営する指定管理者、生涯学習活動を推進するために導入できないかどうかということを検討していただきたいと思うんですけど、可能かどうか答弁いただきたいと思います。

○奥野 学議長 教育次長、中田道徳君。

○中田教育次長 指定管理者制度は公の施設の管理運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度であり、管理運営に民間等のノウハウを導入することで行政サービスの向上と効率化を目指すものであります。

戦後、国民の生活の多様化、ニーズの多様化を受け、体育施設や教育施設を活用し、顧客にサービスを提供する民間事業者が成長し、これらの民間事業者を公の施設の管理運営にも活用することで、より行政サービスの向上が期待でき、あわせて利用料金制度などを活用することで、民間事業者に収益拡大のインセンティブを与え、民間事業者の効果的な施設の管理運営を期待するものであり、制度導入から11年を経過しております。

本町でも健康ふれあいセンター、ピアッツァ5をはじめ、とっとパーク小島、淡輪老人福祉センター、深日アップル館など、指定管理者制度を導入しております。

とりわけ指定管理者制度は、行政コストの削減等を図るためとされておりますが、この制度のメリットを一般論で申し上げますと、民間の能力を活用することによる住民サービスの向上や経費の節減等が期待できるものです。

一方、デメリットの危惧される事項としましては、指定管理者による適正な運営、管理が安定してくると、将来的には行政におけるチェック機能が薄れるのではないかということ。また、指定管理者がその地位を返上したり破棄した場合には、住民サービスが一時的に低下するのではないかとといった点が挙げられます。

指定管理者制度の導入により、公の施設の利便性が高まることが住民や利用者にとって大きなメリットでございますが、一方、管理能力のレベルの違いによる事業者により住民利用者の安全が脅かされるようでは本末転倒であります。

本制度は指定管理者に施設の管理を丸投げすることを認めるものではなく、地方公共団体は住民利用者と協力し、指定管理者による管理が適切になされるか、十分に監督することがより一層求められるものでございます。

このような中で、現在、教育委員会、生涯学習課は淡輪公民館、淡輪青少年運動広場、灰吹池運動広場、テニスコート、淡輪青少年の森を含む運営をフレックスタイムの活用により健全に運営できておりますので、町民体育館に指定管理者制度の導入は考えておりません。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 教育次長の答弁においては考えておりませんとなっておりますけれども、これから将来にわたって、やはり検討していただきたいなと思うところであります。

と言いますのは、これからどんどんと住民人口が減っていく中で、行政の職員の数もどんどんと減ってくるのではないかと考えていまして、やはり行政のサービスの中では、できるところとできないところがどんどん出てくる中、地元の団体なり企業なりを育てて活用していくというのも一つの手ではないか。

人ごとのように言ってますけれども、私自身も生涯学習課の団体を見ておる中で、やはり自分自身もまだまだ勉強しなければいけないところでもありますし、どんどんと声を上げてそういう立場になれるような団体を育てていくというのも仕事の一つかなというようにも思っておりますので、この点に関しましては後日、団体のほうでも検討してどんどんとできるように、次はよい答弁がいただけるように取り組んでいきたいなと、このように思っております。

続きまして、町内の文化財について一つ質問をさせていただきたいと思えます。

文化財といいましても、有形の文化財、無形の文化財並びに埋蔵文化財、いろいろな文化財があると思えますけれども、岬町には歴史的な文化財がかなり多くあり、それを岬町の孝子小学校の歴史館において展示、説明しておられますけれども、まだまだこの文化財というのを利用していただきたいなと思っています。

先ほども交流人口という話がありましたけれども、スポーツの面だけではなく、この文化財の面において今、世間では歴史探索ブームでもありますし、これを有効活用できるように施策的にはどのようにしているのか、一度答弁いただきたいと思えます。

○奥野 学議長 教育次長、中田道德君。

○中田教育次長 岬町の文化財については、史跡、建造物、仏像、天然記念物などの指定文化財や周知の遺跡といわれる町内の埋蔵文化財を保護するために生涯学習課歴史文化係を主管として業務を進めているところでございます。

本町で指定されている文化財は、西陵古墳や船守神社本殿などの国指定文化財が6件、西小山古墳など府指定文化財が8件、それぞれの文化財は国及び大阪府並びに所有者と連携し、保存・管理に努めております。

また、周知の遺跡といわれる町内の埋蔵文化財は40カ所存在し、遺跡のエリア内の開発があれば事前に施工主と協議し遺跡の保護や発掘調査を実施し、周辺地域の歴史的背景の実態把握に努めており、これまでの調査によって収集した資料は、現在岬の歴史館において保管し、重要な

資料の一部を公開しております。

文化財に関して最も重要なことは、文化財保護に対する地域住民への周知と理解、協力であります。本町では、岬の歴史館を拠点に歴史館サポーターや観光ボランティアなどの地域人材の協力により文化財保護への普及に努め、あわせて保護体制を次世代へ引き継ぐ試みとして、小学校を対象に古墳見学や歴史館見学による郷土史の学習を展開し、今後とも若年への普及に努めたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの答弁におきまして、今後とも若い世代への普及というのも努めるといった中で、やはりこれから文化財というところにおいて教育委員会の枠を越えて観光分野、実際にみさき公園の駅に岬町の歴史建造物を見に来ている団体さんも見受けられますし、教育委員会部局だけではなしに、やっぱりこれも全庁的に、今で言ったら観光課がありますので観光のところを中心に取り組んでいただけることが、町長がよく言われているシティープロモーションかなとも思いますので、文化財の適正な管理と、またそれをPRするところをもっともっと充実していただいて取り組んでいただきたい。

私一つ心配しているのが、町内の文化財におきまして精通している職員が何名おられるのかというのも心配しておる中、先ほどの答弁の中では、地域のボランティアの中でサポーターがたくさん育ってきているということもお聞きしましたので、また、今後とも十分そちらのほうも見守りつつ、観光に向けた文化財の利用というんですか、それもどンドンと取り組んでいきたいなと思います。

そしたら、この質問は終わります、最後の質問、いきいきパークみさきの利用方法についてということです。

ことし3月にオープンイベントをしていただきまして、かなり盛況なイベントで目を丸くしたところではありますけれども、府内でもこのような広い土地は余りないぐらいのものでありますけれども、岬町の団体としてもいきいきパークみさきのグラウンドと野球場を使わせてもらっている中で、やはり第二阪和国道建設のための土砂仮置きのところを出た後の計画というのを知りたくて、大体どのようになるのか、決定しておられるのであればちょっと教えていただいて、またその内容について私の意見も言わせてもらおうと思いますけれども、ご答弁お願いできないでしょうか。

○奥野 学議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 現在、多目的公園内には2カ所土砂の仮置きを行っております。このうち1カ所

につきましては、事業用地でございますので、土砂を撤去した後につきましては企業誘致をする予定でございます。

また、もう1カ所の多目的広場内の仮置き場所につきましては、公園エリアに含まれておりますことから、仮置き土砂の撤去後は公園としての整備を行う予定でございます。

公園としての整備に当たりましては、利用者の皆様からのご意見をいただき、また、これまでいただいておりますトイレや駐車場の問題を含めて整備の内容を検討してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの答弁によりますと、一つは事業用地ということで企業誘致に使われると、一つは公園エリアということみたいなんですけれども、実際、私が必要だなと思うのが駐車場でございます。

現在、100台程度とめられる駐車場がありますけれども、実際、その駐車場というのはとても使いやすいところでして、一つのイベントをするに当たって、現在の駐車場をイベントスペースとして使って、実際に車をとめる場所を野球場に入れたり、道にとめたりという形になりつつあるんじゃないかなと思っていて、公園スペースというところにおいても駐車場を確保していただきたいなと思います。

また、土取りのところに入って左の実りの森といわれるところにおきまして、今も土砂を積まれておるところにおいても何かしらの公園になるのかなと思っているんですけれども、ここに公園という中で、また、利用方法を町民に聞いてくれるという話でありますので、公園整備、先ほども申しましたけれども、グラウンドゴルフのところはどうか、グラウンドゴルフ場というのはいかがでしょうかというのもまたまた後日提案させていただきたいなと思いつつ、駐車場も必要だということもお願いしたいと思います。

この土砂仮置きのところは、恐らく町の予算ではなしに国交省の予算でできるのかなと勝手に思っているんですけれども、そういうような予算をフルに使っていただいてもいまいききパークみさきが町の観光資源になるように、交流人口が増えるように一生懸命汗をかいて検討していただければと思います。

以上、私の一般質問でありましたけれども、まだまだこれからの課題というのも見えてまいりました。これに向けて私も随時取り組んでいきたいなと、勉強を重ねていきたいなと思いますので、これからもよろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○奥野 学議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

広島市をはじめ、全国各地で台風や集中豪雨によって大きな災害が発生しています。亡くなられた方々とそのご家族、関係者にお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆さんにお見舞いを申し上げ、捜索活動と復旧・復興のために政治が責任を負うことを求めるものであります。

国政においては、安倍政権による集団的自衛権の行使容認閣議決定が強行され、戦争する国づくりの動きが加速しています。しかしながら、世論調査では反対の声が過半数となっています。

川内原発の再稼働を急いでいる安倍政権に対し、再稼働に痛打を与える司法の判断が相次いでいます。国民の再稼働反対の声が原発稼働ゼロの夏を実現させたのであります。

4月から消費税の増税が強行され、個人消費や住宅建設が大幅に落ち込みましたが、7月になっても低迷が続いていることが政府の経済指標で明らかになりました。7月の経済指標では、4月からの3%増税が駆け込み需要の反動減を超えて消費を落ち込ませ、しかも落ち込みが長引いていることを如実に示しています。

物価は上昇し続け、雇用や所得の改善もほど遠い中、安倍政権は年末までには来年10月からの消費税のさらなる増税を決定しようとしています。その影響は地方でも深刻なものとなるでしょう。

加えて、本日質問で取り上げさせていただきます医療や介護分野での福祉切り捨て政策は国民の足元の暮らしそのものを脅かすものであり、安倍政権が続けば続くほど国民に不幸をもたらす状況に立ち至っています。

地方自治体として、住民を守るとりでの役割の発揮が今ほど求められるときはありません。改めて皆さんの自覚を呼びかけるものであります。

はじめに、子育て支援策について質問をいたします。

国会で子ども・子育て関連三法が強行され、来年度から子ども・子育て支援新制度の具体化が求められております。岬町でも既に子ども・子育て会議が3回開催され、子ども・子育て支援事業計画の策定が進められております。

今回の質問では、この制度への移行に伴って何がどう変わるのか、保護者の願いと子どもたちの健やかな成長と発達が保証できるのかを問いたいと思います。

なお、新制度にかかわっては、あす提案される予定の関連議案が準備されておりますので、この場では、委員会審議を妨げない内容に限って質問をしたいと思います。

はじめに、制度の大まかな概要をお示しいただきたいと思います。子ども・子育て支援新制度がどういったものなのか説明を願います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 子ども・子育て支援新制度につきましては、平成24年8月に成立をいたしました子ども・子育て関連三法に基づきまして幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、一人ひとりの子どもがすこやかに成長できる社会の実現を目指すための制度であり、平成27年4月からスタートいたします。

この新制度におけます目的は3点ございまして、まず1点目として、保護者の就労状況等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園の普及を進める質の高い幼児期の学校教育・保育との総合的な提供。

二つ目としまして、質を確保しながら保育所や認定こども園に加えて、少人数の子どもを保育する家庭的保育や小規模保育などの地域型保育の充実により待機児童の解消を図る保育の量的拡大・確保。教育・保育の質的改善。

3点目といたしまして、地域の実情に応じた学童保育など、子育てに対する多様な支援を行う地域の子ども・子育て支援の充実。この三つを掲げております。

次に、現行制度からの主な変更点の一つといたしまして、3歳以上の子どもへの学校教育と保育の必要性がある子どもへの保育を個人の権利として保障するという観点から、幼児期の学校教育・保育の提供を個人への給付とするための給付制度が創設されます。

この給付制度の導入によりまして、現在、教育委員会と町長部局に所管が分かれています幼稚園、保育所、現在、本町にはございませんが、認定こども園の実施主体を市町村に一元化することにより、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みの中で教育・保育の提供を受けることができるというものでございます。

また、施設への入所を希望し、給付を受けるためには、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受けていただく必要があります。この認定区分に応じて利用する施設が決まっていくという仕組みとなっております。

また、地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、放課後児童健全育成事業や一時預かり事業、またファミリーサポートセンター事業など、13の事業の拡充を図ることとされております。

なお、市町村につきましては、この新制度への移行に先立ちまして、地域の実情を踏まえて今後どのような施設やサービスをどのぐらい、また、いつ実施していくのかを定める子ども・子育て

て支援事業計画を策定する必要があります。本町においても、現在、その作業を進めているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、概要の説明をいただきましたけれども、多様な選択肢があるという状況がこれから発生するわけですが、どこを選んでも保育の質が担保され、子どもの健やかな成長と最善の利益が保証されるということが絶対条件でありますし、保護者のニーズを満たすことができるということも同様であります。

少なくとも、現行の水準を維持すること、また、拡充をさせるために努力をいただきたいというところをはじめに申し上げておきたいと思います。

引き続きまして、具体的に岬町においては、何がどう変わるのかという点についてお伺いしたいと思います。

岬町には、幼稚園では公立が1園と私立が2園、保育所については公立が3所あります。これらの施設は、それぞれ新制度におけるどの形態に移行することになるのかお答えをいただきたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 新制度につきましては、給付制度ということになります。このことから、新制度に移行するためには、町の確認ということが必要となります。この確認を受けた施設が給付される、給付対象施設となります。

給付対象施設となるに際しまして、幼稚園、保育所は必ず認定こども園に移行するという必要はなく、幼稚園、保育所として新制度に移行することができます。

ただ、公立の幼稚園、保育所にあつては、新制度に移行しないということは想定されておられませんので、新制度に移行する必要があります。

なお、参考でございますが、町内にも私立幼稚園が二つございますが、この私立幼稚園については、新制度に移行しないで現行どおり私学助成等による運営も可能となっているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっと今のお答えではよくわかりかねるところがあるんですが、まずはじめに、公立の幼稚園について、これは新制度に変わりますけれども幼稚園という形になると。それから、公立の三つの保育所についても、新制度に移行しますけれども保育所ということになるということとでありますね。

それから、私立について二つの幼稚園のこの言及ありましたけれども、二つの幼稚園から何らかの来年度からの形態について意向はお聞きしているのでしょうか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、公立の幼稚園、保育所につきましては、認定こども園に移行することも可能でございますが、現在のところ、子ども・子育て会議の中で認定こども園の普及についてご議論いただく予定としておりますので、現在のところ、平成27年度からは公立の幼稚園、保育所はそのまま幼稚園、保育所として新制度に移行するというところでございます。

私立幼稚園につきましては、先ほども申しましたように、現行どおり私学助成により運営をするのか、私立幼稚園として新制度に移行するのか、また、私立幼稚園から認定こども園という形に形態を変えて移行するのかというのは私立幼稚園の方で今、ご検討いただいているところでございます。

また、私立幼稚園とはいろいろな協議というか、状況等もヒアリングをさせていただいておりますが、何しろ、まだ公定価格等がしっかりと示されておらない状況でございますので、その私立幼稚園の運営がどうなるのかということも踏まえて私立幼稚園のほうは今、ご検討されているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 保護者の皆さんにとっては恐らく制度そのものが非常に難解であるために、何がどう変わるのかということについては理解が難しいところでありまして、また、それに伴ってどうなっていくのかということについても不安をお感じになって当然のことだと思いますので、私立の幼稚園についても丁寧に相談を進めながら進めていただきたいと思います。

このことにかかわってもう少しお聞きをいたしますが、今、公立の幼稚園と保育所については、認定こども園への移行は、来年度については行わないということが確認されたところであります。

国が進めようとしておりますのは、幼保連携型の認定こども園という格好でありまして、私はこの形態には、少なからぬ問題があると考えている立場でありますので、来年度から認定こども園への移行はしないということになったことについては結構かと思えます。

重ねて確認をいたしますが、保育所については児童福祉法第24条の1項というものがあって、保育の実施義務を市町村が負うと、このことをもって運用を図るということでよろしいでしょうか。念のため確認をさせていただきます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 ただいま議員ご指摘のように、児童福祉法の第24条では、その実施の

義務というのは市町村のほうで行うと明記をされております。

ただ、この認定こども園、幼保連携型の認定こども園という制度が新たに発足をいたしまして、今回の新制度の中でも若干認定こども園に対する考え方が変わって、法律も一部改正をされたところでございます。

国につきましては、この幼保連携型の認定こども園、特に幼保連携型というのを普及をするという方針であります。その中において、国の方針も踏まえながら岬町としては、平成27年度には認定こども園として移行するというのは、実質的には不可能と考えています。

その中で、子ども・子育て会議のご意見をいただきながら、慎重に検討していく必要があるのかなと考えているところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、国の考え方は幼保連携型の認定こども園の普及に努めるという、この制度の大きな目的の一つとなっておるところをご理解いただきたいと思います。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そんな国の手先みたいなこと言わんといてくださいよ。「幼保連携型の認定こども園の移行を国が進めようとしているから、ご理解いただきたいと思います。」私は理解できないということをはじめに申し上げてるじゃないですか。そういったことは言わんといてほしいと思います。

ちょっと今の答弁では、余りはっきりわからへんかったんですけども、保育の実施義務の問題で、児童福祉法の第24条の1項と2項、今回、2項が設けられたわけですけども、ちょっと専門的な話になって申しわけないんですが、保育所については1項に基づいた運用がされるんですね。イエス、ノー、端的にお答えください。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 保育所につきましては、当然、根拠法令が児童福祉法にございまして、また、その児童福祉法に基づく最低基準等に基づいて運用されるということでご理解いただきたいと思います。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私、そんな難しいこと聞いていますか。イエスカノーかで答えてくださいよって。第24条の第1項に基づいて運用をするんですねって聞いているんですよ。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 児童福祉法の第24条につきましては、市町村の実施義務等がうたわれていると思います。

その実施義務については、当然、町が保育所を現在、運営しておりますので、それに基づいた運営をしていくということになろうかと思えます。

先ほど申しましたのは、児童福祉法が当然、根拠法令、保育所というのは根拠法令になっておってということでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 きょうの私の一般質問には時間に限りがございます、いつも一般質問には時間に限りがあるんですけど、たくさん欲張って聞きたいことがあるので、端的にお答えをいただきたいと思っております。

今のお答えで、第24条第1項に基づいて保育所については運営を行うということが確認されたと思えます。

念のため、改めて申し上げますが、児童福祉法の第24条第1項というのは保育に欠く子どもたちに対しては、市町村が保育の実施の義務を負うという事柄でありますので、ここに基づいた運用を図るということは市町村としての当然の姿勢であり、それをきちんと今おっしゃられたということについては評価をしたいと思います。

引き続きまして、制度の移行に伴って変わる点を確認します。

保護者にとって変わる点として懸念をされるのが、入園とか入所手続の問題であります。保護者にとって今年度までの手続と変わる点はないのか、手続が煩雑にならないか、その点についてお答えください。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、新制度に移行した施設をご利用いただくためには、子どもさんの年齢、あるいは保育の必要性に応じて三つに区分されております認定を受けていく必要がございます。

特に保育を必要とする子どもにおける保育時間の必要性の認定にあつては、就労時間によってその時間等も決まるということになります。

また、その入所申請等につきまして、手続面においては大きく変わることはないと考えているところでございます。

新制度におけます具体的な利用の流れといたしましては、幼稚園の場合は、まず幼稚園に直接利用申し込みをしていただきまして、幼稚園からの入園内定を受けます。

この内定という作業につきましては新たに生じるもので、幼稚園から申込者への手続となります。

次に、幼稚園を通じて認定の申請をしていただいて、幼稚園を通じて町から認定書が交付され、その後、幼稚園から運営規程の概要や職員の勤務体制などの重要事項を記載した文書による説明を受けていただいて、入所について同意を得た上で幼稚園と契約をしていただくことになります。

また、保育所につきましては、町の保育の必要性の認定の申請をしていただいて、町から認定書をまず受けていただきます。次に、保育所の利用希望の申し込みをしていただき、定員超過になる場合等には町が利用あつせんし、利用保育所が決定するということになります。その後、幼稚園と同様に、重要事項の説明を受けていただいて、入所について同意を得た上で保育所と契約をしていただくということになります。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 従前どおり、手続面で大きく変わることはないということが確認をされました。

続きまして、授業料や保育料についてお尋ねをいたします。

保護者負担が増やされることはないのか、その見通しをお示してください。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 保育所の保育料につきましては、現在、主に前年の所得税額に応じた階層区分ごとに保育料を設定しております。

新制度につきましては、階層区分の基準が所得税額から住民税所得割額に変更されます。

また、幼稚園にも保育所と同様に、主に住民税所得割によって保険料を定める応能割方式となります。

なお、この新制度に移行する私立幼稚園の保育料につきましても、市町村が定めることとなります。

保育料につきましては、最近になって国の徴収基準案が示されたところでございまして、現在の利用者をベースにどのような影響があるのかという分析に着手したところでございます。

このことから、この分析結果に基づいて保育料の設定につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまお示しいただいたのは、保育料という言葉を使っておられましたけれども、幼稚園の授業料についてはいかがですか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 幼稚園につきましては授業料という、これまで言い方が通例やっと思われていますが、この制度の中では保育料という表現で統一されております。

この幼稚園の保育料につきましては、これまで定額でございましたが、一定、住民税の所得割額をもとにした応能割方式に変更されるというものでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 この料金の設定ですけれども、地方としては大変困難をきわめていると言いますか、これ、制度の運用全体について大変だと思えるんですけれども、保育料の設定についても地方としては大変お困りのところかと思えます。

国については、ご存じだと思いますけれども、最初出した方針からころころと変わるということが起こっておりまして、現時点では結局、保育料の上限を現行水準に据え置くということになっているようでもありますけれども、それ自体、決して安いものではありません。ですので、自治体の努力によって保育料の引き下げを図っているというのが実態であるかと思えます。

今後も自治体としての努力をぜひ続けてほしい。加えて言えば、一層の引き下げによって子育て世帯を支援するのが自治体にできる役割の一つだと考えるものであります。

保育料について、まだ見通しははっきりしないことでもありますので、この点で質問をするということは控えたいと思えますけれども、負担を重くしない、できれば軽減するという方向でできる限りの努力を図っていただきたいということをこの場では求めておきたいと思えます。

保育料にかかわって保育所での延長保育について確認をさせていただきます。

現在、延長保育の追加料金は発生していないわけですが、来年度以降も同様の扱いというところでよろしいでしょうか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 現在、本町の保育所の保育時間は最大12時間保育を実施いたしております。

保育時間が標準の11時間を超えて保育する場合、通常の保育料に加えて延長保育料を別途徴収されている市町村もございますが、本町では議員ご指摘のとおり、現在のところ徴収はしていないというところでございます。

今後、この延長保育料につきましても、保育料全般を検討していく中におきまして検討をしてみたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お示しいただいたように、岬町としては子育て世帯への財政的な支援ということも鑑みて延長保育の保育料を上乗せして徴収はしていないと、努力されているということが聞かれたところであります。この努力をぜひとも続けていただきたいと、この場では要望にとどめ

たいと思います。

引き続きまして、時間の関係がありますので、少し割愛をせざるを得ないところでありますけれども、念のためお聞きをしたい点について確認をさせていただきます。

今回の新制度では、保育事業への企業参入を促進するという仕組みが設けられておりますけれども、岬町において、現時点でそのような動きは確認されていないかどうか、念のため確認をさせていただきます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 現在、私どものほうには企業のほうからそういったアクションが起きているということはございません。

また、現在、本町には先ほども申しましたように町立幼稚園が1園、私立幼稚園が2園、町立保育所が3所ございます。全ての施設で定員を下回っているという状況でございます。

このことから、企業側からすれば経営面等考えた場合に、新たな参入は現実的ではないという判断が働くのではないかなど考えているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 子どもたちの保育が保証されるのかという問題についてももう少しお聞きをしたいと思います。

保育所につきましては、保護者が就労しておられるところがほとんどかと思っておりますけれども、子どもの認定にかかわって保育時間の認定も行われるわけでありまして、残業などの発生によって、認定時間を超える保育が必要になったという場合について保育が保証されるのかどうか、その点について確認をさせていただきます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 就労時間の定義でございますが、就労時間に通勤時間を含むのかとか、そういう、また急な残業というようなことがそれぞれ想定はできるところでございます。

現在のところ、国のほうからはその明確な基準等は示されていないというように考えておりますけれども、一般的には、また現在もそうですが柔軟に対応しているという部分もございまして、今後、国において明確な基準等が示されないという場合については運用的な取り扱いで保育を推進していきたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ぜひとも、現在行っているような柔軟な対応に心がけていただきたいと思います。

一つ目の大きな質問、子ども・子育て支援新制度にかかわっては以上で終了したいと思っております。

けれども、はじめに申し上げましたとおり、子どもの真に健やかな成長、最善の利益を保証され、保護者のニーズを満たすべく努力をしていただきたいと。

これから大詰めという時期を迎えているかと思えますけれども、お体にも気をつけて、利用者、子ども、保護者のために尽力いただきたいと思います。

二つ目の学校教育について質問をいたします。

ことし7月3日に行われました岬中学校の2学期の学期末テストで生徒の答案用紙の紛失が発生しました。答案用紙は子どもたちの個人情報であり、紛失するなどとんでもない事態であります。このようなことが二度と起こらないように、万全を期すことを求めるものであります。

はじめにお伺いをいたします。

学校教育方針では個人情報の取り扱いについて、どのように示されているかお示しをいただきたいと思います。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 まず、この事案につきましては、当該学級の生徒の皆さん、そして保護者の皆さんに再テストのご負担をおかけして、また、保護者の皆さんにはいろいろなご心配をおかけして、また、子どもたちの心に傷を負わせてしまったということに対しまして心よりおわび申し上げたいと思います。

議員からご質問ございました個人情報の取り扱いでございますけれども、先ほどもちょっとふれさせていただきましたけれども、平成26年度の学校教育基本方針の中には、第4項目がございます。

その中に、組織体制づくりとしてということがございまして、学校の組織力向上と開かれた学校づくりというのを4点目に挙げているわけでございます。

その中に、個人情報を含む文書や記録媒体の取り扱いについては、学校園における個人情報の取り扱いということに基づき適正に行っていくという文章を入れております。

個人情報を含む文書や記録媒体の保管につきましては、管理責任を明確にして、適切な管理及び保護に組織的に取り組むということでございます。

行政文書や個人情報の適切な取り扱い、管理・保管についての研修を深めまして個人情報保護の重要性について、教職員一人ひとりが意識の向上を図るということを示しております。

特にルーチン業務につきましては、念には念を入れろということで進めているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまお答えをいただきました中に、学校園における個人情報の取り扱いについてという文章について触れられたところであります。

その中には、問題が発生した場合の対応ということで流れ図も示されておりまして、一つのマニュアルとなっているわけであります。

この中で、マニュアルに基づいて事実調査が行われ、原因の究明がなされたと思いますけれども、簡潔に事実の経過をお示しいただき、またあわせて、その調査の結果、紛失の発生原因はどこにあったという結論に達しているのかお答えを願います。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 事実調査の結果でございますけれども、8月26日の全員協議会の中でも触れさせていただいているとは思いますが。

今回、一人の教諭でございますが、先ほども言いましたルーチン業務が欠落しておったということで、日常的に机の上の整理整頓が不足であったと、できておらなかったということがございます。それによって個人情報の管理、そして危機意識の欠如があったと。

本人の自己管理能力にも問題がありますけれども、やはり、学校として、組織として学校全体の改善を図る必要があると考えているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまお答えの中で、「8月26日の全員協議会で触れましたけれども」とありましたが、私ども議会の議員にとりましては、全員協議会というのは非公式のものでありまして、特に岬町においては位置づけがまだ低い状態が続いているんです。

ちょっと本論から外れるんで、あんまり時間とりたくないんですけど、全国的にはこの全員協議会も公的なものという位置づけを強めているわけなんですけれども、岬町の議会においてはまだこの取り組みが進んでいない状況でありますので、全員協議会で触れたとおっしゃられました、それは非公式なものでありまして、会議録もとられていないものであります。

事実関係について、簡潔で結構ですので、この場でお示しをいただきたいと思えます。

○奥野 学議長 教育次長、中田道德君。

○中田教育次長 7月3日、木曜日、2限目に実施しました2年生英語科の1学期の期末考査の答案用紙4学級分のうち1学級分が校内で紛失した事案でございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 非常に簡潔にお答えをいただきました。

ちょっと時間もありませんので、その点についてはこの場ではその程度で結構とは言いがたい

んですけれども、次の質問に移りたいと思います。

紛失があったという事実について、その原因がどこにあったのかということについては、先ほど「日常的に整理整頓が不十分であった」というようなことが示されたわけでありますけれども、保管場所について改めてこの場で確認をしておきたいと思います。

学校園における個人情報の取り扱いについてという文章のことを先ほど来申し上げておりますが、その中では、このように示されております。

「個人情報の取り扱いの原則」という項目がありまして、いつ盗難に遭うかもしれないという危機意識のもと全教職員が個人情報の取り扱い、情報管理について正しい知識を持つこと」と述べられておりまして、「保管するには」という項目のところで、「保管は施錠できる場所での集中管理が原則」「保管について具体的に校内規程で定め、共通理解を得る」その先に「テストや成績資料等も施錠できる場所での保管など注意が必要」というように書かれております。この点にかかわってお聞きをしますが、このことがきちんと守られていたのかどうか、事実を確認させていただきたいと思います。

今回のテストが施錠できる場所での保管がなされていたのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 事実調査の結果でございます。

今、ご指摘の保管ロッカーにつきましては、鍵が壊れていたものではなく、もとより施錠できないものであったわけでございます。

そのほかにも、職員室内には鍵付きのロッカーもございましたので、そのロッカーの活用を図るということを今後していかなければならないと。

しかし、どうしても手狭となる場合には、また保管庫の購入も検討していかなければならないということだと思っております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今回については、施錠できない場所に保管をされていたということでありまして、せっかくなつくられた「学校園における個人情報の取り扱いについて」、これは2008年3月に岬町の教育委員会が策定されたものということでありますけれども、これが具体的に生かされていないということが確認をされたところであります。

先ほど読み上げたことにかかわってもう少しお聞かせをいただきたいんですが、「保管について具体的に校内規程で定め、共通理解を図る」ということも書かれております。このことについて

ては、実際の運用上どのようになっていたのか、保管について校内規程で具体的に定められていたか。

それから、その定めを共通理解を図る努力をされていたか、この二つについて確認をさせていただきます。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 特に個人情報に抵触する部分につきましては、校園長会を通じまして、毎月でございます。非常に大切なものであるということの認識はしているわけでございますけれども、今回、こういう事例が起きたということは、その日に限って非常に怠っていたと、そういう注意力が散漫であったのかなと思っているところでございます。

ですから、ルーチン業務の大切さというのを再確認していかなければならないと思っているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっと今のお答えでは私が聞いたことに正確にお答えいただけていないように感じるんですけども、この場では、あと大きいのが残っていますので、今後の努力に努めていただきたいと要望したいと思うんですけども、仏つくって魂入れずになったらあかんわけで、校内規程で保管についてきちんと定めると、そのことを徹底する共通理解を図る、このことについて改めてよくお考えをいただいて努力をしていただきたいと思います。

続いて、「個人情報の取り扱いについて」という文章に従って、もう少しお聞かせをいただきたいと思います。

問題が生じた場合の対応というところがありまして、情報の共有化という欄がございます。

その中で、児童生徒や保護者に対する説明等について書かれているんですけども、時間がありませんので、保護者への説明についてのみこの場ではお聞きをしたいと思います。

保護者会については、7月8日、火曜日の夜、当該学級の保護者を対象に保護者説明会が行われたように聞き及んでおりますけれども、案内そのものが前日になったということもありまして、出席者が少なかったように聞いております。

欠席者への対応として、どのようなことが行われたのかお聞かせいただきたいと思います。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 議員も7月8日の午後7時30分に保護者会を開催したという事実をご確認いただいているとおりでございます。その日は、出席者が確かに12名ということでございましたので、7月10日にお知らせというようなことで、今回の事象を保護者の方に配付しておわびというこ

とで申し上げます。

再発防止策ということも先ほど言われておりましたので、ちょっと重なるかもわかりませんが、
れども、「個人情報の取り扱いについて」を8月6日に教職員研修を実施しております。再確認
するということと、共通理解をするということ、テスト等個人情報の管理について今後は鍵のか
かる場所で保管するということと、どうしても必要な場合は校長に届けるということの確認をい
たしております。

定期点検、そして学校全体が信頼回復できるような対応をして、新学期のスタートにあわせて、
改めて保護者に再発防止に向けた取り組み等のお知らせを配付する予定をしています。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま、欠席者への対応については確認をさせていただきました。

あわせて再発防止についても述べられたところであります。

最後に、再発防止についてはまとめてお聞かせをいただこうかなと思っていたんですけども、
今おっしゃった以上のことがおありですか。再発防止のことはさっき言ったことぐらいでよろし
いですか。

「はい」ということでありますので、もうちょっとだけ質問をさせていただきます。

先ほど、鍵付きのロッカーの活用を図ると、個人情報の含まれる情報について、その保管場所
は鍵付きのロッカーの活用を図るということに触れられたところで、それが、例えばですけれど
も、壊れているということになりますと、それを直す必要があると。保管場所がスペース的に十
分でないという場合は新たに購入をしないといけないということが発生してくると思いますけれ
ども、そのことについては、そう大きくはないとは言え、財源的な措置が必要となると思います
けれども、その財源的な措置についても保証されるのか、そのことをお聞きしておきたいと思
います。

○奥野 学議長 教育次長、中田道徳君。

○中田教育次長 議員ご指摘のそういう保管庫の購入等でございますけれども、今後、調査いたし
まして現状を見た中で改めて補正予算要求等、また検討したいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ぜひ、これは前向きに、また早急に検討していただいて実施、実行に移してい
だきたいと思っております。

今回、発生したのが岬中学校という特定の場所でありましたけれども、ほかの学校園、また保
育所においても子どもたちの個人情報を取り扱うという場所になりますから、全庁的にルールを

決めて子どもたちの個人情報が増やされることのないように、再発防止に全力を挙げることを求めておきたいと思っております。

残り時間が少なくなりました。三つ目の医療と介護について、お尋ねをいたします。

昨年12月議会の一般質問におきましても、介護の問題について取り上げ、軽度者の切り捨てが進むのではないかと指摘したところでありますが、その後、国会において医療・介護総合法が強行され、医療や介護のサービスが維持されるのか大きな懸念を抱く状況が発生しております。

今回は、強行されたこの総合法の具体化についてお尋ねをいたします。

はじめに、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業についてお聞きをいたします。

2017年4月までに導入するよということ、全国の市町村にはその実施が迫られているわけですが、岬町としては、来年度からの導入は考えているのかどうか、この際確認をさせていただきます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 議員のご指摘にもございましたように、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合推進法が公布されまして、段階的に施行されるということになっております。

この中で介護保険法が改正をされまして、介護保険制度におけます介護予防日常生活支援総合事業について団塊の世代が75歳を迎えるなど、少子高齢化が進展していく中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援ニーズに地域全体で支えていくために、予防給付のうち予防訪問介護、いわゆるホームヘルパー及び予防通所介護、いわゆるデイサービスについて、全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じて市町村が効果的、効率的に実施する事業へと移行され、新しい介護保険制度における介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に再編をされます。

この新しい総合事業の実施につきましては、先ほどもありましたように平成29年度までに実施をする必要がございますが、現在のところ、平成27年度からの実施につきましては、サービス基盤など、もろもろの検討を要することもございますので、今のところ現実的ではなく非常に困難と考えているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 説明の中で、多様なニーズを満たすためにといった美しい言葉が述べられておりましたが、私から見ると、ただの軽度者切り捨てでしかないと考えています。

来年度からの新しい総合事業の導入は現実的でないとおっしゃられて一安心というところでありますけれども、今後もこの総合事業の導入は行うべきでないという立場を申し上げ、あわせて町として必要なサービスが受けられるよう手だてを講じるように求めておきたいと思ひます。

特別養護老人ホームの入所対象についてお聞きをしたいと思います。

新たな制度に伴って特別養護老人ホームの入所の要件についても変更されることが決められました。現行の入所要件から何がどのように変わるのか、時期についてもあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 特別養護老人ホームの入所につきましては、現在、要介護1から5までの方が入所を満たす要件というようになっておりますが、入所希望者に対して施設数が不足することから、自宅で暮らすのが難しい重度の方を優先するために平成27年4月以降は原則要介護3以上の方に限定されます。

ただし、既に入所されている方につきましてはこの限りでなく、また、要介護1、2の方であっても、やむを得ない事情等がある場合につきましては、特例として新規入所が認められることがあります。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お答えをいただいたとおり、来年度からの実施ということで、これは重大な事態と考えるものでありますけれども、やむを得ない事情により要介護1、2の方の入所も認めるということでありまして、このことにつきましては、市町村の関与が非常に大きいところでありますので、ぜひこの点については市町村として一定の権限が与えられているわけですから町としての役割を發揮することを求めておきたいと思ひます。

続きまして、介護保険利用者の負担割合の引き上げについてお聞きをしたいと思います。

平たく言いますと、サービス利用料の値上げの問題であります。これについても見直しが行われる予定でありますけれども、現在の利用料の負担割合と新しい制度における負担割合をお示しください。

また、制度の運用はいつから始まるのかもお答えください。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 現行の介護保険制度における利用者負担につきましては、所得水準にかかわらず1割となっております。

平成27年8月から、1号被保険者、いわゆる65歳以上の被保険者に限って一定以上の所得

がある方については2割に引き上げられるということになります。

具体的には、所得は世帯単位でなく個人ごとに判断され、個人の合計所得金額が160万円、年金収入のみの場合は年金収入280万円以上の方が2割負担となる予定とされておりましたけれども、収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった年金以外の収入を中心とする場合には実質的な収入が280万円に満たないケースがあるということや、配偶者の年金が少なく世帯としての負担能力が低いケースがあるということから、その世帯の1号被保険者の年金収入等とその他の合計所得金額が単身で280万円、2人以上で346万円未満の場合は1割に戻される予定だということが昨日示されまして、急遽この場でお答えさせていただきたいと思います。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 このサービス利用料の値上げについても大きな批判があつて揺り戻しがあつたと。一定の緩和ということでもありますけれども、そうは言っても一定の人たちには負担の増加が及ぶということは間違いないということであろうかと思ひます。

時間がありませんので、最後に医療分野について。これは、質問ではなく、申し上げたいことがありますので申し上げさせていただきます、全体について最後に聞きたいと思ひます。

医療の分野についても、私から見ますと改悪と考えられるものが含まれております。今申し上げます総合法の中で、病床機能報告制度というものが導入されておまして、それは各病院からそれぞれが担う病床機能を報告させるもので、都道府県には必要病床数を盛り込んだ地域医療構想を想定させ、その実施を迫るというものであります。

都道府県知事に大きな権限を与え、地域医療構想実現のためという口実で病院の新規開設や病床、医療機能の転換、病床の削減などの要請や勧告、指示、命令を医療機関に対して行うことができ、従わない病院に対しては補助金を交付しないなどの措置が可能となるという大きな転換であります。

消費税の増税に伴って打ち出されているのは、介護は追い出し、医療は打ち切りという明らかな弱者切り捨ての計画であると言わざるを得ません。この計画が進めば進むほど、政治による犠牲者が発生することは目に見えております。

岬町として、住民を守るために国や大阪府に対してしっかりとものを言っておきたい。それが地方自治体の本来の姿勢だと考えるものであります。

町長、今までいろいろ質問をさせていただきましたけれども、私はこの福祉、また子育ての分野についても大いなる不安がありますし、なで切りに近いものがあると考えているものですがけれども、機会を捉えて住民を守るという立場で大阪府や国に対してぜひ岬町として発信を求めたい

と思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 新しい医療制度については、先ほど部長が説明したとおりですけれども、岬町としていろんな医療、介護、そういった面については精いっぱい努力をして住民のそういった、高齢者の介護、医療、そういったもののこれからの拡充を図っていくということについては議員のおっしゃるとおりでございますので、そのような形でいろんな問題が生じた場合は府、国に対して意見具申をしてまいりたいと、このように思っております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 抽象的ではありますが、大変いい答弁だったと思います。その精神でもって、住民を守る立場でぜひご尽力いただきたい。そのためには私も協力を惜しまないということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○奥野 学議長 中原 晶君の質問が終わりました。

○奥野 学議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、あす9月3日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時58分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年9月2日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 竹 原 伸 晃